

令和 2 年度 文化振興活動出場補助金

評価表

NO.

66

所管部課名	薩摩川内市教育委員会 文化課		担当者	松元靖子				
事務事業名	文化振興事業費							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	1 年以上 5 年以下							
令和 2 年度 予算額	600 千円	国県支出金 千円	一般財源 600 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	文化振興活動出場による成果		2 件		令和 7 年度			
成果指標②	文化振興活動出場の審査結果		2 件		令和 7 年度			
補助対象者	文化振興に寄与する個人又は団体（小・中・義務教育学校の文化活動グループを除く）							
補助対象経費	旅費、特に必要と認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	個人または団体が文化振興活動に係る諸コンクールへの参加に係る旅費。 ただし予選会等に出場し、県代表として九州大会及び全国大会出場に限る。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☒ その他						
補助金額又は補助率	1 申請者あたり、30 万円を限度							
上記項目の積算方法	予算の範囲内							
補助を 受ける 3 年 の事業 (団体 等)の 決算 状況	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		
		金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	
	収入	自己資金	0		0		0	
		会費収入						
		事業収入						
		寄付金・その他助成						
		市補助金						
		(前年度繰越金)						
		計	0		0		0	
	支出	事業費						
		人件費						
		その他事務費						
		(翌年度繰越金)						
		計	0		0		0	
	支出計/前年度支出計							
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金								
交付件数		0		0		0		
成果指標の推移①		0		0		0		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	平成28年度、文化活動を行っている個人及び団体が予選等を勝ち抜いて全国大会に出場したという報告が数例あった。(個人2件・団体2件)それぞれの大会会場が東京や四国、東北であったため旅費宿泊等の負担は大きく、かねてより「スポーツは活動補助があるが、文化面には補助がなく市は文化を蔑ろにしている」という厳しい言葉も聞いていた。全国大会に出場した各々が優秀な成績を修めており、今後の薩摩川内市の文化の発展の一助となると考えられ、また、ある程度金銭面の不安が解消されれば、資金面を理由に出場辞退という事は避けられるのではないかと考え本補助金を予算化した。ただし、あくまで地方予選等を勝ち抜き九州・全国の大会に出場する場合のみの補助としている。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市民の文化活動を推進するための活動補助であり、全国規模の大会に出場したその成果を薩摩川内市に還元してもらう事に繋がると考えられるため、本補助金は文化の振興に大いに寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	地区予選から全国大会へと進む場合、それぞれに旅費等を負担せねばならず、潤沢な資金がない場合、出場を辞退するという事になりかねない。辞退することで、文化活動の衰退の恐れが懸念されるため、本補助金による支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	地区予選から全国大会へと進む場合、それぞれに旅費等を負担せねばならず、潤沢な資金がない場合、出場を辞退するという事になりかねない。辞退することで、文化活動の衰退の恐れが懸念されるため、本補助金による支援が必要である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	市民が行う文化活動が対象となる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	文化振興活動の補助については他に該当するものが認められず、現行では本補助金をもっとも有効であると考えるが、年度によって申請団体の増減
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	文化の発展に真摯に取り組んでいる個人・団体を支援するものであり、薩摩川内市の文化レベルを向上させるためにも、公費を充てるものとして妥当であると考える。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ■縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ これまで文化面での活動に対する補助は設定されておらず、本補助金の設定による全国レベルの文化に触れる機会を提供でき、それによつて全国レベルで活躍する人材育成・文化の向上の一助になると考えられるが、設定以降文化団体等からの問合せや活用もないため、規模を縮小したうえで、活動の支援を続けていきたい。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

文化振興活動出場補助金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる文化振興活動出場補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等の要件）

第2条 文化振興活動出場補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 市内の文化振興に寄与するとともに積極的な本市の情報発信を行う。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合。

（補助金の額）

第3条 文化振興活動出場補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。ただし、1申請者当たり、30万円を限度とする。

（補助対象経費）

第4条 文化振興活動出場補助金は、文化振興活動に係る諸コンクールへの参加費に要する経費について交付する。ただし、予選会等に出場し、県代表等として九州地区大会及び全国大会の参加に限る。

- (1) 旅費
- (2) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費についてはこの限りではない。

（交付の申請）

第5条 文化振興活動出場補助金の交付の申請に係る、規則第5条の市長が別に指定する日は、大会参加の2週間前とする。

（交付の基準）

第6条 文化振興活動出場補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該申請者に文化振興活動出場補助金を交付することが適当でないと認められる場合。

（実績報告）

第7条 文化振興活動出場運営補助金の実績報告は、規則第15条に定めた書類により行うものとする。

（効果の測定）

第8条 文化振興活動出場補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をい

う。)は、次の指標を用いて測定するものとする。

- (1) 文化振興活動出場による成果
- (2) 文化振興活動出場の審査結果
(補助事業者等の責務)

第9条 文化振興活動出場補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の文化行政施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年4月1日より施行する。